

No.	頁	項目	変更前	変更後	変更内容
1	23	5.2.5 浄水池（基本設計のみ）	記載なし	<u>⑤鉄筋コンクリート造浄水池とする場合には、ステンレスパネル鋼板を内貼りする仕様とする。</u>	鉄筋コンクリート造浄水池の要求水準を変更
2	32	5.3.2 本業務の実施に当たっての留意事項			図4 既設管路接続箇所の新水送水管、初川送水管の接続位置を変更
3					
4					
5					
6					

No.	頁	項目	変更前	変更後	変更内容
1	5	4. 事業者の選定	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>工事管理の考え方について具体的に示されているか。</u> ・ <u>工事期間中の工事間調整方法は適切か。</u> ・ <u>工事管理に関する市との調整方法について具体的に示されているか。</u> ・ 引き渡し後のサポート体制と対応は適切か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>試運転計画は適切か。</u> ・ <u>運転操作指導の内容と期間は適切か。</u> ・ <u>運転切替方法について、信頼性・確実性の観点から具体的に示されているか。</u> ・ 引き渡し後のサポート体制と対応は適切か。 	表4-2 技術評価項目・評価内容・配点 2. 照査・設計・工事 大項目 (4) 試運転・引き渡し 小項目 本設引き渡し 評価内容を変更
2					
3					
4					
5					
6					

No.	頁	項目	変更前	変更後	変更内容
1	20	(第三者に及ぼした損害) 第37条 第1項	工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第70条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち、 発注者の責めに帰すべき事由 により生じたものについては、発注者が負担する。	工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第70条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち、 受注者の責めに帰すべき事由以外 により生じたものについては、発注者が負担する。	発注者の負担範囲を要求水準書に合わせて変更
2	20	(第三者に及ぼした損害) 第37条 第2項	前項の規定にかかわらず 、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。	工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。	〃
3	30	(設計業務に関する契約不適合責任) 第54条 第9項	前各号 の規定に関わらず、受注者は、既設構造物及び設備を撤去したのちに判明した工事区域の土地に起因する契約不適合については、本条に基づく契約不適合責任を負わない	前各項 の規定に関わらず、受注者は、既設構造物及び設備を撤去したのちに判明した工事区域の土地に起因する契約不適合については、本条に基づく契約不適合責任を負わない	表記の誤りを訂正
4					
5					
6					